

# 韓国知的財産ニュース 2024年9月後期

(No. 518)

発行年月日：2024年10月16日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

## ★★★目次★★★

このニュースは、9月16日から30日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

### 法律、制度関連

- 1-1 【公布】発明教育の活性化及び支援に関する法律の一部改正法律（法律第20441号）
- 1-2 【公布】大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正法律（法律第20453号）
- 1-3 【法案提出】特許法の一部改正法律案（議案番号：2204182）
- 1-4 【法案提出】特許法の一部改正法律案（議案番号：2204271）
- 1-5 【法案提出】実用新案法の一部改正法律案（議案番号：2204272）
- 1-6 【法案提出】不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2204298）

### 関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、2024年上半期審査・審判品質コンテストの授賞式を開催
- 2-2 韓国特許庁、来年の「発明の日」60周年記念式の推進団を発足
- 2-3 韓国特許庁、「IP 基盤海外進出支援」事業に参加して輸出拡大に成功した企業を訪問
- 2-4 IIPTI、弁護士資格取得者を対象に2024年上半期弁理士実務修習の集合教育の参加者を募集
- 2-5 韓国特許庁、水原(スウォン)回生裁判所と回生企業の支援に向けた業務協約を締結
- 2-6 IIPTI、ネイバー教育センターと「知財権実践ガイド」教育カリキュラムを運営
- 2-7 韓国特許庁、フィンランド特許庁とIP金融政策の事例を共有するビデオ会議を実施
- 2-8 韓国特許庁、韓・米国際共同研究契約書の作成ガイドラインを発刊
- 2-9 韓国特許庁、大韓弁理士会と特許法制懇談会を開催

- 2-10 韓国特許庁、「2024 知財スタートアップコンテスト」の授賞式を開催
- 2-11 韓国特許庁、「先端戦略産業における世界技術動向と特許」の情報提供サービスを開始
- 2-12 韓国特許庁、中国特許公報 3,900 万件の韓国語版を KIPRIS プラスで公開

#### 模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 韓国特許庁、模倣品対応強化カンファレンスを開催
- 3-2 韓国特許庁商標警察、「2024 国際知的財産犯罪捜査官学校 (IIPCIC) 功労表彰」を受賞
- 3-3 韓国特許庁、「K-Food 模倣品流通対応戦略」を作成

#### デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 韓国の商標コンセント制度、今年 5 月施行以降 4 カ月間の利用件数が 447 件
- 4-2 578 周年ハングルの日を迎えて「2024 年特許庁と書体デザイン産業界セミナー」を実施

#### その他一般

- 5-1 【説明資料】韓国特許庁は審査処理の遅延により中小企業が苦境に陥らないよう審査処理期間を短縮していきます。
- 5-2 技術 X 金融、官民ワンチームで国レベルのカーボンニュートラルプロジェクト「ネットゼロチャレンジ X」を発足
- 5-3 WIPO の 2024 年版グローバル・イノベーション・インデックス (GII) で韓国 6 位

#### 法律、制度関連

1-1 【公布】発明教育の活性化及び支援に関する法律の一部改正法律（法律第 20441 号）

電子官報 (2024. 9. 20)

国務会議で議決された発明教育の活性化及び支援に関する法律の一部改正法律をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2024 年 9 月 20 日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員兼産業通商資源部長官 アン・ドクグン

法律第 20441 号

### 発明教育の活性化及び支援に関する法律の一部改正法律

発明教育の活性化及び支援に関する法律の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

第 8 条 (教育脆弱階層向け発明教育支援) ①国家及び地方自治団体は次の各号に該当する  
教育脆弱階層の児童・青少年に対し発明教育を支援することができる。

1. 「離島・へき地の教育振興法」第 2 条に基づく離島・へき地に所在する各級学校の  
生徒
2. 「児童福祉法」第 3 条第 10 号に基づく児童福祉施設の児童
3. 「学校外の青少年支援に関する法律」第 2 条第 2 号に基づく学校外の青少年
4. 「多文化家族支援法」第 2 条第 1 号に基づく多文化家族の子ども
5. 「北朝鮮離脱住民の保護及び定着支援に関する法律」第 2 条第 1 号に基づく北朝  
鮮離脱住民とその子ども
6. 「障害者等に対する特殊教育法」第 2 条第 3 号に基づく特殊教育対象者
7. 「国民基礎生活保障法」第 2 条第 1 号に基づく受給権者又はその子ども
8. 「国民基礎生活保障法」第 2 条第 10 号に基づく生活保護階層に属する者又はその  
子ども
9. その他発明教育に必要な教育脆弱階層の児童・青少年

②国家及び地方自治団体は第 1 項に基づく対象に対し次の各号の支援事業を行うこと  
ができる。

1. 発明教育の講師の派遣
2. 発明教育プログラムの開発及び普及
3. 発明教育に関するイベントの開催・運営
4. 発明教育に必要な教材及び教具の支援
5. その他教育脆弱階層の児童・青少年の発明教育を支援するための事業

### 附 則

この法律は公布後 6 か月が経過した日から施行する。

### 改正理由及び主要内容

教育脆弱階層向け発明教育の支援対象に「障害者等に対する特殊教育法」に基づく特殊教育対象者、「国民基礎生活保障法」に基づく受給権者か生活保護階層に属する者又はその子どもを含め、教育脆弱階層向け発明教育の支援内容に発明教育に必要な教材及び教具の支援を含めて、教育脆弱階層向け発明教育の支援事業の実効性を高める。

<法制処提供>

1－2 【公布】大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正法律（法律第 20453 号）

電子官報（2024. 9. 20.）

国務会議で議決された大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正法律をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2024 年 9 月 20 日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員兼中小ベンチャー企業部長官 オ・ヨンジュ

法律第 20453 号

## 大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正法律

大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第 4 章に第 28 条の 11 を次のように新設する。

第 28 条の 11（技術資料の流用行為に対する禁止請求権等）①受託企業は第 25 条第 2 項を違反

する行為により被害を受けるか受ける恐れがある場合には、その行為をしたかしようとする者に対し裁判所にその行為の禁止又は予防を請求することができる。

②第 1 項に基づく請求をする際には、次の各号の措置を共に請求することができる。

1. 第 25 条第 2 項を違反する行為を組成した物の廃棄
2. 第 25 条第 2 項を違反する行為に提供された設備の除去
3. その他第 25 条第 2 項を違反する行為の禁止又は予防のために必要な措置

## 附 則

この法律は公布後 3 か月が経過した日から施行する。

## 改正理由及び主要内容

受託企業が技術資料の流用行為により被害を受けたか受けた懼れがある場合、その行為をしたかしようとする者に対し裁判所がその行為の禁止又は予防を請求できるようにすることで、受託企業の技術に対する保護及び救済を強化する。

<法制处提供>

1-3 【法案提出】特許法の一部改正法律案（議案番号：2204182）

議案情報システム (2024. 9. 23.)

議案番号：2204182

提案日：2024年9月23日

提案者：コ・ドンジン議員（国民の力）外11人

### 提案理由

現行「特許法」では、特許発明を実施するために他の法令に基づき許可を得るか登録等を受けなければならず、その許可・登録等（以下、「許可等」とする）のために必要な有効性・安全性等の試験により長期間がかかる発明の場合に、その実施を行うことができなかつた機関に対し5年の期間までその特許権の存続期間を延長する許可等に基づく特許権の存続期間延長制度が導入されている。

但し、現行の許可等に基づく特許権の存続期間延長制度では有効な特許権の存続期間（許可・登録後延長期間を含める特許権の存続期間）上限（キャップ）と延長可能な特許権の数の制限が存在しないため、ジェネリック医薬品の発売が遅延されるケースが発生するため、国民の医薬品への早期アクセス権の確保に支障が生じている現状である。欧米等主要国では有効特許権の存続期限の上限（キャップ）と延長可能な特許権数を制限する規定が存在して許可等による特許権の存続期間の延長制度の国際的な調和が求められる状況である。

従って、許可等による特許権の存続期間の延長制度において有効特許権の存続期間の上限（キャップ）を設定し、延長可能な特許権数を制限することで、国民の医薬品への早期アクセス権と健康保険の財政削減の効果を高め、国民の権益を増進し、米欧等主要国の水準に合わせて上記の延長制度を見直す目的である。

## 主要内容

- イ. 特許権の存続期間に、登録の遅延による延長期間を含めて許可等による特許権の存続期間の起算点を明確にする（案第89条第1項）。

ロ. 許可等により延長された特許権の存続期間に対し許可を受けた日から14年を超えない

いよう根拠を設け、違反した際には拒絶査定及び無効審判を請求できるようにする（案第89条第1項の但し書の新設等）。

- ハ. 一つの許可等に対し延長可能な特許権数を単数に規定し、一つの許可等に対し二つ以上の特許権がある場合には、延長登録出願人はその一つの特許権に対してのみ存続期間の延長登録出願をしなければならず、一つの許可等に対し二つ以上の特許権に対する存続期間の延長登録出願がある場合には、いずれの特許権の存続期間も延長できないようにする（案第90条第7項の新設）。
- ニ. 特許権の存続期間の延長登録出願が放棄・無効・取下げになるか拒絶査定又は拒絶するとの趣旨の審決が確定された場合には、特許権の存続期間の延長登録出願は最初からなかったこととみなす（案第90条第8項の新設）。
- ホ. 利害関係者又は審査官は特許権の存続期間の延長登録が、一つの許可等に対し二つ以上の特許権の存続期間が延長登録された場合には、無効審判を請求することができるようになり、これに該当して無効にするとの審決が確定した場合には、その特許権の存続期間の延長登録出願は最初からなかったこととみなす（案第134条第1項第6号及び同条第5項の新設）。

法律第 号

## 特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第89条第1項の中「存続期間」を「存続期間（第92条の5第2項に基づき特許権の存続期間の延長が登録された場合には、その延長された日までのことをさす）」に改め、同項に但し書を次のように新設する。

但し、許可等を受けた日から14年を超過して延長できない。

第90条に第7項及び第8項をそれぞれ次のように新設する。

⑦一つの許可等に対し二つ以上の特許権がある場合には、延長登録出願人はその一つの特許権に対してのみ存続期間の延長登録出願をしなければならず、一つの許可等に対し二つ以上の特許権に対する存続期間の延長登録出願がある場合には、いずれの特許権の存続期間も延長することができない。

⑧特許権の存続期間の延長登録出願が次の各号のいずれかに該当する場合、その出願は第7項を適用する際には最初からなかったこととみなす。

1. 放棄、無効、又は、取下げの場合
2. 拒絶査定か拒絶するとの趣旨の審決が確定した場合

第91条第3号の中「その特許発明を実施することができなかつた」を「延長の」に改め、同条に第6号を次のように新設する。

6. 第90条第7項を違反して一つの許可等に対し二つ以上の特許権に対する存続期間の延長登録出願をした場合

第93条の中「第67条」を「第67条、第78条第1項及び第3項」にし、同条に後段を次のように新設する。

この場合、第78条第1項の中「特許取消申請に対する決定」は「第92条の4及び第92条の5に基づく延長登録拒絶査定又は延長登録査定」に、「その審査手続き」は「許可等に基づく延長登録出願の審査手続き」とする。

第134条第1項第3号の中「その特許発明を実施することができなかった」を「第89条に基づき認められる延長の」に改め、同項に第6号を次のように新設し、同条第4項第1号の中「その特許発明を実施することができなかった」を「第89条に基づき認められる延長の」に改め、同条に第5項を次のように新設する。

6. 第90条第7項を違反して一つの許可等に対し二つ以上の特許権の存続期間が延長された場合

⑤延長登録が第1項第6号に該当して無効にするとの審決が確定した場合には、その特許権の存続期間の延長登録出願は最初からなかったこととみなす。

## 附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（許可等に基づく特許権の存続期間の延長に関する適用例）第89条第1項、第90条第7項・第8項、第91条、第93条及び第134条第1項・第4項・第5項の改正規定は、この法律の施行以降、許可等を受けた特許発明の許可等に基づく特許権の存続期間の延長登録出願から適用する。

1 - 4 【法案提出】特許法の一部改正法律案（議案番号：2204271）

議案情報システム（2024.9.25.）

議案番号：2204271

提案日：2024年9月25日

提案者：イ・チョルギュ議員（国民の力）外11人

### 提案理由及び主要内容

現行法では、発明の実施行行為とは、物や物を生産する方法の発明の場合、その物を生産・使用・譲渡・貸与又は輸入するか、その物の譲渡又は貸与の申出（譲渡又は貸与のための展示を含む）をする行為で、物を生産する方法の発明の場合についてもこれと類似する規定を定めている。

しかし、韓国貿易協会の統計によると、2023年時点、韓国は世界8位の輸出国であり10位の輸入国として貿易規模が世界的な水準であるにも関わらず、実施行為に関する規定において輸出については定められていないため、海外に輸出する物に対する特許権者の権利侵害に関する保護問題があるため、制度の改善が必要だとの意見が提起されている。

従って、発明の実施行為の中に輸出を追加し、関連規定を見直すことで、特許権者の権利をより手厚く保護して発明を保護・奨励し、もって産業の発展に寄与する目的である（案第2条第3号及び第127条等）。

法律第 号

### 特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第2条第3号イ目及びハ目の中「貸与又は」をそれぞれ「貸与・輸出又は」に改める。

第127条第1号及び第2号の中「貸与又は」をそれぞれ「貸与・輸出又は」に改める。

第181条第1項各号外の部分の中「輸入するか」を「輸出又は輸入するか」に改め、同条第2項第2号及び第3号の中「貸与又は」をそれぞれ「貸与・輸出又は」に改める。

### 附 則

この法律は、公布後3か月が経過した日から施行する。

1 - 5 【法案提出】実用新案法の一部改正法律案（議案番号：2204272）

議案情報システム（2024.9.25.）

議案番号：2204272

提案日：2024年9月25日

提案者：イ・チョルギュ議員（国民の力）外11人

### 提案理由及び主要内容

現行法では、実施行為とは、考案に係る物品を生産・使用・譲渡・貸与又は輸入するか、その物品の譲渡又は貸与の申出（譲渡又は貸与のための展示を含む）をする行為であると規定している。

しかし、韓国貿易協会の統計によると、2023年時点、韓国は世界8位の輸出国であり10位の輸入国として貿易規模が世界的な水準であるにも関わらず、実施行為に関する規定において輸出については定められていないため、海外に輸出する物に対する特許権者の

権利侵害を保護できない問題があるため、制度の改善が必要だととの意見が提起されている。

従って、実施行為の中に輸出を追加し、関連規定を見直すことで、実用新案権者の権利をより手厚く保護して考案を保護・奨励し、もって産業の発展に寄与する目的である（案第2条第3号及び第29条等）。

法律第 号

### 実用新案法の一部改正法律案

実用新案法の一部を次のように改正する。

第2条第3号の中「貸与又は」を「貸与・輸出又は」に改める。

第29条の中「貸与又は」を「貸与・輸出又は」に改める。

### 附 則

この法律は、公布後3か月が経過した日から施行する。

1－6 【法案提出】不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2204298）

議案情報システム（2024.9.25.）

議案番号：2204298

提案日：2024年9月25日

提案者：チョン・ジヌク議員（共に民主党）外11人

#### 提案理由及び主要内容

現行法では、国内に広く知られている他人の氏名、商号、商標等と同一又は類似のものを使用するか、そのようなものを使用した商品の販売等他人の商品と混同させる行為をした者を通報した者に対し通報報奨金を支給するよう定めている。

しかし、営業秘密の流出は国の経済的な損失と大きな被害をもたらしかねない行為であるにも関わらず、営業秘密の流出行為と流出行為を紹介・斡旋又は誘引する行為に対する通報報奨金制度が運営されていないため、事前予防と効果的な取締が難しいとの批判的な意見が提起されている。

従って、営業秘密の侵害行為と営業秘密の侵害に関わる紹介・斡旋等行為に対する通報をした者に対し報奨金を支給するようにして営業秘密の流出を効果的に防止する一方、

営業秘密の流出を紹介・斡旋・誘引する行為に対する処罰をすることで、国の経済的な被害を予防し、健全な取引秩序の確立に寄与する目的である（案第2条第3号の2及び第16条第1項各号の新設等）。

法律第 号

### 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第2条に第3号の2を次のように新設する。

3の2. 「営業秘密侵害の紹介・斡旋等行為」とは、第2条第3号各自に該当する行為を紹介・斡旋又は誘引することを指す。

第16条第1項の中「第2条第1項イ目に基づく不正競争行為（「商標法」第2条第1項第10号に基づく登録商標に係るものに限る）をした」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に各号を次のように新設する。

1. 第2条第1号1目に基づく不正競争行為（「商標法」第2条第1項第10号に基づく登録商標に係るものに限る）をした者
2. 第2条第3号に基づく営業秘密侵害行為又は同条第3号の2に基づく営業秘密侵害の紹介・斡旋等行為をした者

第18条第1項に第4号を次のように新設する。

3. 第1号から第3号までのいずれかに該当する行為を紹介・斡旋又は誘引する行為

### 附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

#### 関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、2024年上半期審査・審判品質コンテストの授賞式を開催

韓国特許庁（2024.9.19.）

優秀な審査官 65 名、優秀な審判官 6 名を選定

韓国特許庁は9月19日木曜日、政府大田庁舎（大田市西区所在）にて2024年上半期優秀な審査・審判品質コンテストの授賞式を開き、強い知的財産権の創出に寄与した優秀な審査官などを選び、賞を授与したと発表した。

授賞式では、特許庁の公的審査委員会が評価・選定した、高品質の審査・審判業務の模範になる優秀な審査官 65 名、優秀な審判官 6 名に対し賞を授与した。優秀な審査官にはサービス商標審査チームのキム・ファンギ審査官など、優秀な審判官には審判 84 部のキム・ジョンヒ審判官などが選ばれた。

韓国特許庁は、主要先進国に比べて審査官の人手不足※により審査業務の負担が大きい中でも質の高い審査サービスを提供※※しているが、最近、先端技術分野を中心に特許出願が増えているため、審査品質の一層の向上に頭を悩ませている。

※審査官の数（名）：韓国（980）、米国（8,214）、日本（1,662）、EPO（3,981）、中国（13,704）

※※＜海外特許庁と韓国特許庁における審査サービスの満足度の比較＞韓国の方が優秀 37.3%、ほぼ同じ 36.3%、海外庁の方が優秀 26.4%（出典：2023 年審査品質におけるユーザー評価の調査および分析事業、KIP）

特許庁は 2023 年から 2024 年、半導体、ディスプレー、二次電池などコア技術分野の実務専門家を審査官に採用し、最適化した審査システムを備えている。さらに、バイオ、先端ロボット、人工知能（AI）など先端技術分野の優秀な人材を採用※することで、出願人に迅速かつ正確な高品質の審査サービスを提供するために取り組んでいる。

※この 2 年間（2023 年～2024 年）半導体（67）、二次電池（38）分野の審査官を増員し、今後、バイオ（35）、先端ロボット（16）、人工知能（9）分野で増員する予定

また、人工知能（AI）とビッグデータを活用した AI 審査支援システムを構築することで、審査・審判の能力を強化するなど韓国企業が強い特許を先取りできるよう支援する考えだ。

特許庁長は「厳しい環境の中でも審査業務に尽力していただいた全ての審査官の方々に感謝の意を表する」とし、「世界的な技術霸権争いが激しい中で、知財先進国として跳躍していくよう、今後も責任感を持って審査、審査品質の向上に取り組んでほしい」と述べた。

## 2-2 韓国特許庁、来年の「発明の日」60周年記念式の推進団を発足

韓国特許庁（2024.9.19.）

記念イベントのアイデアコンテストを実施（9月19日～10月18日）

韓国特許庁は 9 月 19 日木曜日、政府大田庁舎（大田市西区）にて「発明の日」60 周年記

念式の開催に向けた第一歩として「発明の日 60 周年記念イベント推進団(以下、推進団)」の看板上掲式と発足式を開いた。また、9月 19 日木曜日から 10 月 18 日金曜日まで記念イベントのアイデアを募集する「自分で考える、発明の日 60 周年記念式」のコンテストを実施すると発表した。

#### 【発明の日 60 周年記念イベント推進団の看板上掲式・発足式の開催（9月 19 日）】

「発明の日」は世界で初めて測雨器を発明した 1441 年 5 月 19 日を記念するために 1957 年に定められた法定祝日であり、来年は 60 周年を迎える節目の年である。

※1973 年～1981 年まで「商工の日」に統合されたが、1982 年から再開した

同日、発足式で推進団は「Best60、Next60※」というスローガンを掲げてセレモニーを行い、この 60 年間にわたる発明による技術革新の成果を振り返り、未来のビジョンを示して国民に対する発明の意識をさらに高めると宣言した。

※「大韓民国におけるこの 60 年間にわたる発明や技術革新の成果を振り返り、これを基に新たなサイクルと成功に導く次の 60 年を迎える」という意味

#### 【アイデア路で記念イベントに関するアイデアを募集（9月 19 日～10 月 18 日）】

特許庁は法定祝日である「発明の日」の認知度を高め、国民に対し発明意欲を高めるために、アイデア路 ([www.idearo.kr](http://www.idearo.kr)) にて記念イベントに関するアイデアを募集する。

応募期間は 9 月 19 日木曜日から 10 月 18 日金曜日まで、発明の日に興味のある人は誰もが参加できる。参加者は発明の日 60 周年の歴史がわかる記念式のテーマを決め、それを表現できるサブイベントか特別展示館の中で一つを選び、企画書を提出する。

特許庁は審査を経て最優秀賞 1 件（特許庁長賞、賞金 100 万ウォン）、優秀賞 1 件（特許庁長賞、賞金 50 万ウォン）、奨励賞 3 件（韓国発明振興会長賞、賞金各 10 万ウォン）を授与する予定である。最終結果は 11 月中に発表され、最優秀賞と優秀賞の受賞者は 11 月末の授賞式で提案書の内容を発表する。優秀なアイデアは第 60 回発明の日の記念式の公式イベントとして公開する考えだ。

特許庁長は、「推進団は発明の日 60 周年のイベントを着実に準備して発明者のモチベーションを高め、発明への認識向上を図っていく。また、今回のコンテストを機に国民が思い描く発明の日の記念式のイメージを掴み、さまざまな提案について考えることができると期待する」とし、「今回のコンテストに多くの关心や参加をお願いする」と述べた。

## 2－3 韓国特許庁、「IP 基盤海外進出支援」事業に参加して輸出拡大に成功した企業を訪問

韓国特許庁（2024.9.20.）

特許庁が主導する IP 支援事業に参加して輸出規模 456%増加！

韓国特許庁は 9 月 20 日金曜日、株式会社オーロステクノロジー（京畿道華城市所在）を訪問し、「グローバル IP スター企業※」の看板除幕式と懇談会を開いたと発表した。今回の企業訪問は、特許庁が支援した知的財産（IP）基盤海外進出支援事業の成果を振り返り、企業からの要望を把握するためである。

※特許庁が行っている「IP 基盤海外進出支援事業」に参加して輸出で成果を上げた企業

「IP 基盤海外進出支援」は、中小企業を対象に最長 3 年間知的財産に関わる総合的なサービスを提供して海外進出を支援する事業である。昨年、支援を受けた企業の 84.7%が輸出規模を拡大し、輸出額においても支援を受ける前より 10.1%増加するといった成果を上げた。

株式会社オーロステクノロジーは、半導体のオーバーレイ計測に関わる技術の国産化に成長し、韓国系大企業はもちろん、海外企業にも装備を納品することで、これまで米国が主導していた市場の構造を再編する成果を上げた強い中小企業である。

同社は突出した技術力を基に韓国では売上を向上させたが、海外市場では知財権に関わる問題で輸出が難しく、特許庁が行う知財基盤海外進出支援に参加した。支援を受けた初年である 2022 年には企業が持っている技術を診断・分析し、市場分析により海外進出の戦略を立てる特許マップのサポートを受け、2・3 年目には輸出相手国への特許出願 57 件にかかる費用の支援を受けた。その結果、輸出相手国でライバル会社に比べて技術的な優位を確保し、輸出規模が 456%増加した。

特許庁長は「中小企業の知的財産権は輸出を成功に導くカギとなる」とし、「特許庁は中小企業のコア技術が知的財産権につながり、世界市場で強みを持つ企業として成長できるよう支援を拡大していく」と述べた。

## 2-4 IIPTI、弁護士資格取得者を対象に 2024 年上半期弁理士実務修習の集合教育の参加者を募集

韓国特許庁 (2024. 9. 23.)

弁護士資格取得者を対象に 5 日間募集受付 (9 月 23 日～9 月 27 日)

韓国特許庁の国際知識財産研修院は、9 月 23 日月曜日から 27 日金曜日まで「2024 年下半期弁理士実務修習の集合教育」の参加者を募集すると発表した。

同教育は弁護士資格取得者を対象に行われ、国際知識財産研修院ホームページ ([ipti.kipo.go.kr](http://ipti.kipo.go.kr)) にて申請を受け付けている。教育は全ての参加者を対象に 11 月 4 日月曜日から 12 月 5 日木曜日まで国際知識財産研修院（大田市儒城区所在）にて実施される。

同教育は、弁理士の業務に必要な実務中心の科目や弁理士としての職業倫理、弁理士法の解釈などで構成されている。

また、下半期の教育には文系出身の弁護士資格取得者に必要な「科学技術の理解」が選択科目として追加開設される。

特許庁の国際知識財産研修院長は「知的財産分野の最高専門家である弁理士の能力強化に向けたクオリティの高い教育カリキュラムが円滑に行われるよう努力する」と述べた。

教育カリキュラムの詳細については、特許庁 ([kipo.go.kr](http://kipo.go.kr)) および国際知識財産研修院 ([ipti.kipo.go.kr](http://ipti.kipo.go.kr)) ホームページ※、または、国際知識財産研修院知識財産教育課 (042-601-4338) に問い合わせできる。

※特許庁 HP > お知らせ > ニュース > 告示公告

国際知識財産研修院 HP > 顧客センター > お知らせ

## 2-5 韓国特許庁、水原(スウォン)回生裁判所と回生企業の支援に向けた業務協約を締結

韓国特許庁 (2024. 9. 23.)

回生企業の担保 IP の迅速な処分・経営正常化に向けた担保 IP の活用への支援

【回生企業の知財活用の事例】

#保有している特許を担保にして（以下、「担保 IP」）銀行から融資を受けて事業資金に活用していたソフトウェア A 社は、コロナ禍以降、経営状況の悪化により裁判所に回生手続きを申請したが、一定の債務は負担しなければならなかつたため、経営正常化に向けた回生計画を認めてもらうのが難しかつた。

しかし、A 社は特許庁の「セール・アンド・ライセンスバック（Sale & License Back）プログラム※（以下、「SLB プログラム」）」の支援を受けて、担保 IP を処分して債務返済に活用することで、裁判所から自社の回生計画を認められ、処分した担保 IP を活用して経営正常化を図ることができた。

※SLB プログラム：特許庁が企業から担保 IP を買い入れて企業の債務返済を支援するとともに、担保 IP に対し実施権を与えて引き続き担保 IP を活用できるように支援する

韓国特許庁と水原（スウォン）回生裁判所（京畿（キョンギ）道所在）は 9 月 23 日月曜日、水原回生裁判所（以下、「裁判所」）にて「回生企業による知的財産権（IP）の活用拡大に向けた業務協約」を締結したと発表した。協約には 1)回生企業が持つ担保 IP の迅速な処分の支援、2)回生企業の経営継続に向けた担保 IP への実施権付与などの内容が盛り込まれた。

1)回生企業は裁判所の許可なしでは資産を任意で処分することができない※ため、担保 IP を売却して債務を返済することが難しかつた。しかし、今回の業務協約の締結により、回生企業は裁判所から迅速に許可を得て、IP 担保融資回収支援機構※※を介して担保 IP を売却し、その代金から一定の債務を返済できる。これにより、裁判所による回生計画への認可の可能性を高めて企業が円滑に回生手続きを行うことができる効果が期待される。  
※「債務者回生法」第 131 条に基づき回生企業は資産の任意的な処分が禁じられ、回生計画または裁判所からの許可による債務返済のみが可能

※※IP 担保融資回収支援機構：特許庁、韓国発明振興会、INTELLECTUAL DISCOVERY 社が所属し、支払い不能になった IP 担保融資の担保 IP を銀行から買収する役割

2)特許庁の SLB プログラムを介して知財権を使用できる権利（通常実施権）が与えられた回生企業は所定の実施料で保有していた担保 IP を活用して事業を続けることができ、経営正常化後には売却した担保 IP を再度買収できる優先権が与えられ担保 IP を取り戻すことができる。

特許庁－ソウル回生裁判所の業務協約（2021 年 9 月 10 日）に続き、今回の水原回生裁判所との業務協約は、SLB プログラムを利用した合計 17 件のうち半数以上（9 件）が京畿（キョンギ）道所在の企業であるだけに有効な効果が期待される。

水原回生裁判所長は「今回の協約により、回生企業にとって資産処分の負担が少なくなり、債務の返済ができるようになるため、回生認可の可能性が高まると思われる」とし、「今後、SLB プログラムの専門裁判官を指定するなど、回生企業への支援に向けて特許庁と積極的に協力していく」と述べた。

特許庁長は「ソウル地域に限られていた倒産危機の会社向け回生手続きの支援を協議道まで拡大することができた」とし、「今後も水原回生裁判所と共に回生企業による担保 IP の活用拡大に向けて手厚く支援し、知財を基盤にスタートアップ・中小企業が事業資金を円滑に調達し、危機的な状況の中でも資産として活用できるようサポートしていく」と述べた。

## 2-6 IIPTI、ネイバー教育センターと「知財権実践ガイド」教育カリキュラムを運営 韓国特許庁（2024. 9. 25.）

### E コマースにおける知財紛争の防止に向けた知財教育カリキュラムを開始

韓国特許庁の国際知識財産研修院は、ネイバー教育センターと共に 9 月 25 日水曜日から両機関のオンライン教育サイトである「国家知識財産教育ポータル※」および「ネイバービジネスクール※※」より、E コマース事業者を対象に「知的財産権実践ガイド」という教育カリキュラムを運営すると発表した。

※大衆向け知財 e-ラーニング無料サイト

※※ネイバーのプラットフォームを利用している EC 業者を対象とする事業関連教育プラットフォーム

同カリキュラムは、特許庁とネイバーが協力して開発したもので、ネイバースマートストアのような E コマースプラットフォームで販売をしている小規模事業者が知財紛争に巻き込まれることなく、安定的なビジネスができるようサポートするために作られた。

ネイバーは自社の権利保護センターが通報を受けた、スマートストア上で起きた紛争の事例を共有し、特許庁がその事例について分析して有効な紛争予防および対応策について解説する内容である。

カリキュラムは、1) 頻度の高い紛争類型、2) 主な紛争の争点、3) 権利侵害の予防、4) 自己権利保護方法の 4 つで構成されている。商標権、意匠権、著作権など知的財産権の基本のみならず、E コマース事業で扱われる知的財産権のポイントにフォーカスを当てて紛争を予め防ぎ、紛争が発生した際の適切な対応策について解説している。

特許庁の国際知識財産研修院長は「今回の教育は、受講者のニーズに応じた形で提供する」という行政活動の趣旨の下で企画を考えた」とし、「今後も民間分野と積極的に協力を図ることで小規模事業者を対象に知財に対する認識を高め、公正な取引秩序を確立するために努力する」と述べた。

同教育は、国家知識財産教育ポータル ([www.ipacademy.net](http://www.ipacademy.net)) ※とネイバービジネススクール ([bizzschool.naver.com](http://bizzschool.naver.com)) ※※の両方で共同提供され、会員は無料で受講できる。

※国家知識財産教育ポータル>教育案内および申込>オンラインオープンマーケットを守る！知的財産権実践ガイド

※※ネイバービジネススクール>スマートストア>スマートストア業者なら知っておくべき知財権

#### 2-7 韓国特許庁、フィンランド特許庁と IP 金融政策の事例を共有するビデオ会議を実施

韓国特許庁 (2024. 9. 25.)

##### 韓国の IP 金融の成長ノウハウを先進国に紹介

韓国特許庁は 9 月 24 日火曜日、政府大田庁舎（大田市西区所在）にてフィンランド特許庁と共に知的財産（IP）金融の政策事例を共有するビデオ会議を実施すると発表した。

会議は韓国の IP 金融政策および成果を共有してほしいとの欧州連合（EU）特許庁側の要請により行われ、両国特許庁で IP 金融を担当している実務者が参加する。韓国特許庁は今回の実務会議で韓国における IP 金融の現況および活性化に向けた特許庁の取り組みについて紹介する考えだ。

企業が保有している特許など知的財産を活用して資金を調達する IP 金融は、その規模が成長を続け、昨年末時点の残高 9.6 兆ウォンに達している。IP 金融の成長は、韓国特許庁による IP 価値評価支援事業、回収支援事業、母胎ファンド※から特許専用ファンドを組成するなど、政策面の支援が功を奏したとみられる。

※韓国母胎ファンド：韓国政府が中小・ベンチャー企業の育成を目的に直接企業に投資せず、預託ファンドを作つておいて、ベンチャーキャピタルに出資する方法でベンチャー企業に対し支援を行う方法

<KIP0によるIP金融支援事業の概要>

区分	内容
IP価値評価支援事業	企業がIP金融を活用するために受ける知財価値評価にかかる費用を支援 ※(対象)中小企業/(類型)IP金融用(担保、保証、投資)、IP取引・事業化向け支援
特許専用ファンドの組成	特許庁が母胎ファンドに出資し、母胎ファンドから子ファンドであるIP投資ファンドに出資して優秀な知財を保有する企業や優秀な知財権に投資
回収支援事業	支払い不能になった融資の担保IPの処分を支援(買収・処分)して銀行側の回収リスクを軽減

特許庁は今回のフィンランドとの実務会議を皮切りに、来月にはフランス特許庁との実務会議を実施するなど、韓国のIP金融が成長を図ってきたノウハウを多くの国に伝える考えだ。

特許庁の産業財産政策局長は「これまで特許庁は金融委員会、銀行、投資・保証機関など金融機関などと緊密に協力してIP金融の活性化に取り組んできた」とし、「今回の実務会議を機に海外に韓国のIP金融政策および優秀事例を紹介し、今後もより多くの海外庁と交流を拡大して韓国のIP金融をさらに発展させていく」と述べた。

#### 2-8 韓国特許庁、韓・米国際共同研究契約書の作成ガイドラインを発刊

韓国特許庁 (2024.9.25.)

##### 契約書のさまざまな事例と条項の書き方などについて解説

韓国特許庁は9月25日水曜日、国際共同研究を行う際に公正な研究成果の配分など契約の過程において注意すべき点をまとめた「韓・米国際共同研究契約書の作成ガイドライン」を公開したと発表した。

このガイドラインは、海外の優秀な研究開発機関との国際共同研究や協力研究開発へのニーズが高まっていることを受けて、研究員が契約書を作成する際に注意すべき点を解説している。参考になるさまざまな事例や契約書の条項に関する分析や説明をまとめてるので契約書の特性によって記載すべき文言を確認できる。

ガイドラインは、韓・米国際共同研究協約ガイドラインの概要、国際共同研究契約書、秘密保持契約書、用語解説書、契約チェックリスト、質疑応答の順になっている。契約書の

事例、契約書の作成方法を考えて当事者、前文、定義などの順で読みやすく説明している。また、国際共同研究契約書の当事者、研究費、知的財産、秘密保持、紛争解決など条項別に分けて具体的な解説を加え、必要な内容のみ閲覧できる。

特許庁の産業財産政策局長は「同ガイドラインは、韓国の研究者が米国と国際共同研究契約書を作成する際の参考になるよう、契約書の作成方法や事例などをまとめている」とし、「韓国の研究者が米国と共同研究開発を進める際に、公正な契約を締結し、研究開発の成果を有効活用できる効果を期待する」と述べた。

同ガイドラインは特許庁ホームページ（[www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr)）から閲覧できる。

※特許庁 HP > 冊子/統計 > 刊行物 > 政策用役、研究報告書

## 2-9 韓国特許庁、大韓弁理士会と特許法制懇談会を開催

韓国特許庁（2024.9.25.）

### 特許制度の変更事項および特許法の改善事項について意見交換

韓国特許庁は9月24日火曜日、特許庁ソウル事務所（ソウル市江南区所在）にて大韓弁理士会と共に急変する知的財産エコシステムに合わせた特許法・制度の改善策を話し合うために「特許庁 - 大韓弁理士会特許法制懇談会」を開くと発表した。

懇談会には、特許庁の特許法制担当者および大韓弁理士会の公報部会長をはじめとする大韓弁理士会の会員などが参加する。優先審査など最近変更された特許制度と施行予定（11月1日）の特許法施行規則の改正案について紹介し、特許法の改善案などに関する知財専門家からの意見を聞くために設けられた。

特許庁は、半導体や二次電池など国家先端戦略技術およびカーボンニュートラル技術などに関わる特許出願に対し迅速な審査を提供する優先審査制度の変更事項、海外出願時の迅速な知財権確保を支援する海外審査協力制度の現況について紹介する。

また、過ちにより消滅した特許権利の回復の要件緩和、訂正審判における通常実施権者の承諾の要件の廃止など特許権確保の機会を拡大できる改正特許法の推進事項について意見を交わし、発明者の補正制度の改善、出願時に発明者の国籍情報の記載など、施行予定（11月1日）の特許法施行規則の改正事項について説明する考えだ。

特許庁の特許審査企画局長は「特許庁は国家先端戦略技術にかかる出願が早期に審査を

受けることができるよう努力している」とし、「出願人が国内外で強い特許を確保できるよう大韓弁理士会とコミュニケーションを強化していく」と述べた。

## 2-10 韓国特許庁、「2024 知財スタートアップコンテスト」の授賞式を開催

韓国特許庁 (2024. 9. 26.)

### 政府部處横断型の統合コンテストの「挑戦！K-スタートアップ 2024」の本選の進出券 を付与

韓国特許庁は9月26日木曜日、ソウル創業ハブ（ソウル市麻浦区所在）にて国家先端戦略産業および国家戦略技術分野※の知的財産を基盤に会社を立ち上げた、優秀な企業を選ぶ「2024 知的財産スタートアップコンテスト」の授賞式を開くと発表した。

※半導体・ディスプレー、二次電池、先端モビリティ、次世代原子力、先端バイオ、水素、宇宙航空・海洋、サイバーセキュリティ、人工知能、先端ロボット・製造、次世代通信、量子

今回の大会は、部處横断型創業コンテストである「挑戦！K-スタートアップ 2024」の各部處別の予選リーグで、特許庁と韓国発明振興会、信用保証基金、銀行圏青年創業財団（D・Camp）が二次電池、人工知能、半導体など先端技術分野で優秀な知財を保有するスタートアップを育成するために行われた。

今年4月15日から5月31日まで参加チームを募集し、計240チームから応募を受け付け、書類選考と発表、国民参加型審査を経て最終的に15のチームが選ばれた。

最優秀賞（特許庁長賞）は「集束型超音波技術で物質を混ぜる装備」を披露した株式会社ファーストラボが受賞する。この装備は四方から広がる超音波エネルギーを中央に伝達させ水と油のように混ざらない物質を混ぜさせる機能である。追加の化学物質を使用しなくとも物質を混ぜることができるため、製薬、精油、化粧品などさまざまな分野で環境にやさしい技術として評価を受けると期待される。

優秀賞（特許庁長賞）は「液状抗菌/抗ウイルス添加剤」を披露した株式会社ツインウィズが受賞する。この添加剤は、プラスティック、繊維、ペイントなどに少量を添加するだけでも製品の素材や特性に変化を与えることなく、抗菌・抗ウイルスの効果を上げることができる。この特徴から今後、新型コロナウイルスのような感染症が広がっても抵抗性を高めることが期待される。

革新賞（発明振興会長賞）は、株式会社クリーンサイエンス、株式会社 ASET、株式会社マトリックセルバイオ、株式会社パルス、株式会社コマンリンク、株式会社 fractalfn、株式会社レモンエナジー、革新賞（信用保証基金理事長賞）は、株式会社ホミ AI、株式会社ヘグリムザ、株式会社 NOVA、革新賞（D・Camp 代表理事賞）は、株式会社ステイヴィット、株式会社チャムデロン、株式会社ヤンプム食品が受賞した。

授賞式の開催前に受賞対象企業の関係者はベンチャー投資家に対し投資誘致のための企業 PR を行う予定だ。また、部処横断型の統合創業コンテストである「挑戦！K-スタートアップ 2024」の本選に進出して今年 10 月、各部処の予選リーグを通過したスタートアップ企業と大統領賞（賞金 3 億ウォン）を目指して競い合う。

特許庁の産業財産政策局長は「今回のコンテストが知財を基盤にビジネスを展開しているスタートアップを見つけ、支える土台になってほしい」とし、「特許庁はスタートアップの成長に向けた投資誘致説明会、関連支援事業の提携など手厚くサポートしていく」と述べた。

#### <2024 知的財産スタートアップコンテストの受賞発明>

受賞企業	製品	内容
<b>最優秀賞</b> (株) ファース トラボ		<ul style="list-style-type: none"> <li>■集束型超音波技術で物質を混ぜる設備 —集束型超音波技術を使って水と油のように混ざらない物質などを界面活性剤などの化学物質を使わずに混ぜて、長く保てる技術で、物質を混ぜて分解する装備</li> <li>■知的財産権：10-2649865</li> </ul>
<b>最優秀賞</b> (株) ツイン ヴィズ		<ul style="list-style-type: none"> <li>■機能性液状抗菌/抗ウイルス添加剤 —製品の色、外観および特性に変化を与えることなく、抗菌/抗ウイルスの機能を付与することができる源泉素材技術。無色透明な液状型添加剤</li> <li>■知的財産権：10-2450092</li> </ul>

2-11 韓国特許庁、「先端戦略産業における世界技術動向と特許」の情報提供サービスを開始

韓国特許庁 (2024. 9. 27.)

先端戦略産業の動向についてわかりやすく解説

韓国特許庁は9月27日金曜日から、半導体や二次電池など先端戦略産業分野の研究開発（R&D）への支援に向け「先端戦略産業における世界技術動向と特許」に関する情報提供サービスを開始すると発表した。

「先端戦略産業における世界技術動向と特許」は、先端戦略産業における世界の最新政策、産業の動向、主要技術に関する特許の動向をまとめたもので、政府と民間による研究開発（R&D）戦略の策定をサポートするために作成される。特許庁は、この内容を毎月アップデートして提供する予定である。

「先端戦略産業における世界技術動向と特許」は、1)先端戦略産業における世界の政策動向、2)先端戦略産業における技術分野別の動向、3)特許動向の3つに分けられる。

1)「先端戦略産業における世界の政策動向」では、主要国における先端戦略産業の育成政策、立法、国家間の協力状況などをまとめ、2)「先端戦略産業における技術分野別の動向」では、半導体、ディスプレー、二次電池など13の産業別の動向、主要企業の投資方向、最新トピックなどをまとめた。3)「特許動向」では、産業別の最新トピックや技術について年度別の特許出願動向、主要国および主要出願人の特許出願の動向などをまとめ、技術発展の方向性やグローバル企業の状況がわかりやすく紹介されている。

特許庁長は「特許データを基に先端戦略産業の動向をまとめているので産・学・研が研究開発（R&D）の戦略を立てる際の参考になると思う」とし、「今後も特許データを利用して研究開発（R&D）に有効活用できる情報を提供するよう努力していく」と述べた。

この資料は特許庁ホームページ（kipo.go.kr）から提供しており、詳細については特許庁産業財産創出戦略チーム（電話：042-481-3586）に問い合わせできる。

※特許庁HP>冊子/統計>先端戦略産業における世界技術動向と特許

2-12 韓国特許庁、中国特許公報3,900万件の韓国語版をKIPRISプラスで公開

韓国特許庁（2024.9.30.）

2022年欧州、2023年米国、2024年中国に続き2025年には日本特許公報の韓国語翻訳版を追加オープン

韓国特許庁は、9月30日月曜日から中国特許公報※の韓国語翻訳版を特許情報オープンプラットフォームであるKIPRISプラス※※により無料で公開すると発表した。欧州、米国の特許公報の翻訳データのオープンに続く第3次データオープンであり、2025年には

日本特許公報の韓国語版を追加オープンする計画だ。

※特許技術の内容を公示する官報

※※韓国国内外の大量の産業財産権データを提供するサービス (plus.kipris.or.kr)

#### 【中国特許公報データの韓国語翻訳版 3,900 万件をオープン】

今回オープンされるデータは、中国特許庁が 2010 年 2 月から 2023 年 7 月まで公開した中国特許公報の韓国語翻訳版 3,900 万件である。

ユーザーは中国語で検索する必要なく、韓国語で中国の特許文献を簡単に閲覧できる。

また、知財データを活用してサービスを提供する企業は、先行技術調査、価値評価など特許分析に中国特許を活用して新しいサービスを提供できる。

#### 【2022 年欧州、2023 年米国、2024 年中国に続き 2025 年は日本文献の韓国語翻訳版を追加オープン】

特許庁は 2018 年から世界知的所有権機関 (WIPO) ※と協力して海外公報の韓国語翻訳版データの提供について議論してきた。それにより、人工知能 (AI) 基盤の中→韓機械翻訳システムを導入 (2023 年) した。その後 1 年間、データチェックなど作業を重ね、今回、韓国語翻訳版をオープンすることにした。

※WIPO : World Intellectual Property Organization

今回のデータのオープンは、欧州特許公報の韓国語翻訳版 500 万件 (2022 年 12 月)、米国特許公報の韓国語翻訳版 1,480 万件 (2023 年 8 月) のオープンに次ぐ 3 回目で、これまでオープンした海外特許公報の韓国語翻訳版データは計 5,880 万件に達する。2025 年には日本特許公報の韓国語翻訳版約 2,300 万件を追加オープンする考えだ。

海外特許公報の韓国語翻訳版を次々とオープンすることにより、海外特許データへのアクセスが改善され、韓国企業の研究開発 (R&D) の効率化および技術の競争力強化に役立つと期待される。

特許庁の産業財産情報局長は「世界的な技術霸権争いの中で、韓国ユーザーが言語の壁を感じることなく世界の特許技術文献を韓国語で簡単に閲覧できるような環境を作ることは非常に大事である」とし、「今後も人工知能 (AI) 技術を活用してオープンするデータの幅を広げ、品質も改善していく」と述べた。

## 模倣品関連および知的財産権紛争

### 3-1 韓国特許庁、模倣品対応強化カンファレンスを開催

韓国特許庁 (2024. 9. 26.)

真正品・模倣品の対照展示、官民共同の模倣品対策の共有、関連法律の改善策について  
話し合う

韓国特許庁は9月26日木曜日、JWマリオットホテル（ソウル市瑞草区所在）にて「模倣品の流通防止に向けた協議会※」（以下、協議会）の発足10年を記念し、模倣品対策を共有するための「官民協力の模倣品対応強化カンファレンス」（以下、カンファレンス）を開いた。

※模倣品流通の根絶に向けた官民共同の協議体で2014年に発足、現時点96社が加盟

最近の経済協力開発機構（OECD）の発表※によると、韓国企業の商標を侵害する、世界の模倣品貿易規模は2021年に約11兆ウォンに達すると推計され、約1.3万件の雇用がなくなるなど、大きな悪影響を受けている。

※「韓国企業の模倣品被害の実態および国家経済に与える影響」（OECD、2024年6月）

模倣品の流通に有効に対応するために模倣品による被害を受けている商標権者、民間協会およびネイバー・クーパン、11番街など韓国の主なECプラットフォーム会社と関係公共機関などから計150名が参加し、模倣品流通の対応戦略について話し合った。

【<第一部>①海外直接購買（個人輸入）の模倣品、②特別司法警察による押収物品、③真正品・模倣品の対照展示】

第一部では、ファッション・化粧品・玩具など模倣品の展示会の紹介が行われた。展示会は、①特許庁と関税庁が協力して通関段階で摘発した海外直接購買の模倣品と、②特許庁特別司法警察により押収された模倣品、③真正品と模倣品を照らし合わせる比較展示のコーナーが紹介された。

最近、人気を博している韓国キャラクターの「キャッチ！ティにピン」の玩具・文房具から国民の安全・健康を脅かしかねない、自動車用品や化粧品などの模倣品まで、多くの模倣品が日常生活に深く浸透していることがわかった。

【<第二部>①官民による模倣品対策の共有、②ECプラットフォーム上の模倣品遮断の

## 強化制度について議論】

第2部では、官民の協力の下で行った模倣品対応策とその成果について共有し、現行の法律・制度の改善策について議論するセミナーが開かれた。

①特許庁は、海外直接購買による模倣品の流通を予め防ぐために、特許庁がモニタリングの結果を提供すれば、関税庁がその物品の国内搬入を遮断する、特許庁－関税庁の協業システムを紹介した。また、今年から試験的に導入したAI模倣品モニタリングの成果について発表した。

ネイバーとクーパンは独自の模倣品流通の防止に向けた取り組みや成果について共有し、韓国知識財産保護院はECプラットフォーム会社による模倣品対策について紹介した。

②パネルディスカッションでは、オンライン上の模倣品流通の防止に向けた制度の改善策について議論した。通報の際に販売投稿を即時に削除する、通報・遮断(Notice&Takedown)システム※と海外ECプラットフォームの責任強化に向けた国内代理人指定義務化※※などについて話し合った。

※(Notice & Takedown措置) 模倣品販売の通報があった際に即時に投稿を削除し、販売者からの要求がある場合、権利者通知後、販売を再開する制度

※※(国内代理人指定義務化) 韓国国内に住所のない海外プラットフォームの場合、国内代理人を指定することを義務化し、模倣品防止の責任を課す制度

キム・ワンギ特許庁長は「世界市場で韓国ブランドの人気が高まり、韓国商品の模倣品が増えることによる被害が大きくなっている」とし、「政府機関のみの対策では不十分であるため、官民が力を合わせ、さらに国会とも積極的に協力することで、韓国商標の価値を保護していく必要がある」と述べた。

与党国民の力のイ・チョルギュ議員は「模倣品は単に経済的な被害を与えるレベルを超えて、国のイメージにダメージを与えるものだ」とし、「模倣品問題から韓国企業と国民を守るために国会でも関連する法律の改善を進めるなど最善を尽くす」と述べた。

模倣品被害による相談や通報は、特許庁の「知識財産侵害ワンスタッフ通報相談センター」のホームページ([www.ippolice.go.kr](http://www.ippolice.go.kr))、電話(1666-6464)で受け付けている。

## 3－2 韓国特許庁商標警察、「2024 国際知的財産犯罪捜査官学校(IIPCIC)功労表彰」 を受賞

韓国特許庁 (2024. 9. 26.)

商標警察の優秀な取締の成果と知財権保護に向けた取り組みが評価された

韓国特許庁は9月25日水曜日、キュラソー・ウィレムスタット市で国際刑事警察機構※の主催に開かれた「第17回国際法執行知的財産犯罪会議」において商標特別司法警察課（以下、「商標警察」）が「2024IIPCIC（国際知的財産犯罪捜査官学院）功労表彰」を始めて受賞したと発表した。

※インターポール（INTERPOL、国際刑事警察機構）は、国際犯罪の予防と対応を目的に必要な資料や情報を共有し、犯人の逮捕および引渡し相互協力する政府間国際機構

「国際知的財産犯罪捜査官学院（IIPCIC）」は、インターポールが2014年から運営しているオンライン上の知的財産犯罪の捜査教育で、毎年「国際法執行知的財産犯罪会議」において功労表彰（Commendation of Merit）と専門職務賞（Professional Service Award）を授与する。功労表彰は、知財犯罪分野で独創的で革新的な捜査の戦略を進め、優れた成果を上げた捜査官や捜査チームの功労を称える賞である。

今回受賞した商標警察の主な成果は、捜査協議体※によるソウル市東大門周辺のセビッ市場（いわゆる「黄色い天幕」）での取締（2023年7月～現在）、国民の健康や安全を脅かす自動車部品の模倣品の取締（2023年4月～8月）、駐韓アメリカ大使館国土安全部捜査局（HIS）との協調によるスターバックスのタンブラーの模倣品の取締（2022年2月）、世界の野球ファンに知財保護の啓発活動を行ったMLBの模倣品の取締（2024年3月）、国家イメージ向上に向けたK-POPグッズの模倣品の取締（2019年～2024年）などが挙げられる。

※捜査協議体は、セビッ市場で行われる模倣品の販売を根絶するために、特許庁を中心にしてソウル市、ソウル中区庁、ソウル中央地方検察、ソウル中部警察署からなる合同団体で、2024年2月に発足

特許庁商標警察は韓国で唯一の商標権侵害犯罪の専門捜査チームであり、2010年9月発足以降、自治体、検察、警察、関税庁、駐韓アメリカ大使館国土安全部捜査局（HIS）など韓国国内外のさまざまな関係機関と協力して大規模の商標権侵害事件の解決に取り組んでいる。

特許庁長は今回の受賞を機に「巧妙化する商標権侵害の犯罪に対応するために、商標警察

はさらに革新的で緻密な戦略を取り入れ、有効な検査手法を活用していく」とし、「大韓民国が世界で知財保護の先進国として位置付けられるよう取り組んでいく」と述べた。

### 3-3 韓国特許庁、「K-Food 模倣品流通対応戦略」を作成

韓国特許庁 (2024.9.30.)

#### 食品業界向けガイドラインを始めて公開

韓国特許庁は9月30日月曜日、K-フードの世界の競争力強化と海外における模倣品流通への対応のために、食品業界向け「K-Food 模倣品流通対応戦略」を始めて作成したと発表した。

特許庁と経済協力開発機構（OECD）の分析※によると、韓国企業の知財権を侵害する、世界で流通される模倣品の市場規模は2021年時点、約11兆ウォンであり、これは韓国の全体の輸出額の1.5%に当たることがわかった。これを受け特許庁は、知財権保護活動の一環として業種別の特徴に応じた対応戦略ガイドを作成し、食品業界向けのガイドを始めて発表する。

※「世界における韓国商品の模倣品流通の実態および国家経済に与える影響」（OECD、2024年6月）

食品業界向けガイドには、食品業界における紛争の統計および現状、食品メーカーにおける模倣品の流通・商標の冒認出願の事例および対応策、食品メーカーが知っておくべき知財権の基礎知識、韓国知識財産保護院による商標保護支援事業の紹介など、海外に進出している韓国食品メーカーが知財を保護し、紛争に効果的に対応する上で参考になる内容を盛り込んでいる。

特許庁は、食品、化粧品など模倣品の流通件数が多い5つの業種の協力団体と業務協約を締結（2023年11月）し、韓国ブランドの模倣品被害の予防・対応強化に向けて協力している。また、農林畜産食品部、韓国農水産食品流通公社、韓国食品産業協会などとK-フードの模倣品対策に向けた協議体を構成（2024年9月）するなど、韓国企業の輸出拡大を支えるために幅広く対応している。

特許庁の産業財産保護協力局長は「今回初めて作成する食品業界向け戦略ガイドが韓国食品メーカーの安定的な輸出拡大に大きく寄与することを期待する」とし、「今後も模倣品被害の多いアパレル、化粧品などの業種を中心にガイドの作成を続けていく考えだ」と述べた。

同ガイドは韓国知識財産保護院ホームページ（www.koipa.re.kr/home/main.do）※、IP-NAVI（www.ip-navi.or.kr/ipnavi/）※※からダウンロードできる。

※韓国知識財産保護院 HP > 顧客支援 > 資料室

※※IP-NAVI > 資料室 > わかりやすい知財権 > 参考資料

### デザイン（意匠）、商標動向

4-1 韓国の商標コンセント制度、今年5月施行以降4カ月間の利用件数が447件

韓国特許庁（2024.9.19.）

後願商標についても先願商標と同一の効力を認める…商標権紛争を予防する効果

#商品の発売を準備しているア氏が商標を出願したが、類似の商標が既に登録されていたため、ア氏の商標登録は拒絶された。商品の発売を控えていたため、今後の経営にも影響が出ると心配していたが、拒絶査定不服審判で商標共存同意（コンセント）制度を有効に活用して商標を登録することができた。

先行登録商標権者の同意があれば類似の商標であっても商標登録を認める商標共存同意（コンセント）制度の運用開始（2024年5月1日）後、4か月の間（2024年5月～8月）利用件数が計447件に達していることがわかった。

韓国特許庁は、改正商標法※により今年5月から施行された「商標共存同意制度」が有効に活用されていると発表した。

※商標法の一部改正（法律第19809号、2023年10月31日改正、2024年5月1日施行）

#### 【商標共存同意制度】

商標共存同意制度とは、先行登録商標権者が標章※および指定商品※※が同一・類似の後願商標の登録に同意する場合※※※、当該商標の登録を認める制度である。同一・類似の先願登録商標により商標の登録ができない中小企業・小売事業者などの悩みを解消するために設けられた。

※標章：記号、文字、図形など商品の出所を表すために使用される表示

※※指定商品：出願人が商標の使用を規模する商品の名称

※※※ただし、指標と指定商品が全て同一の場合は適用しない

【商標共存同意制度、今年5月運用開始以降4カ月間の利用件数447件…制度定着化に成功】

同制度は運用開始から今年8月末までの4か月間、計447件利用され、多くの出願人から高い満足度を得ている。制度を利用した権利者を先願・後願で分けてみると、企業・企業が321件(72%)、個人・企業70件(16%)、企業・個人36件(8%)、個人・個人20件(4%)であり、企業と企業の間で活発に活用されていることがわかった。

各案件において商標共存同意書が提出された時点の審査状況をみると、審査手続き（意見書の提出など）217件(49%)、出願公告185件(41%)、登録査定34件(8%)、審判（拒絶査定不服審判）6件(1%)であることがわかった。同制度は商標の出願から審査・登録・審判までさまざまな段階で活用され、当事者間の紛争を予防する機能を果たしているといえる。

#### 【後願商標についても先願商標と同一の効力があると認める…商標権紛争を防止する効果】

商標の併存登録を希望する出願人は、商標登録出願または審査・審判の段階で先願登録商標権者が同一・類似の後願商標の併存登録に同意した内容が記載された商標共存同意書を出願書、意見書などと共に提出する。同意により登録された商標は、先願登録商標と同一の地位にある商標であり、通常の登録商標と同一の効力が認められる。

これまで同一・類似の商標が既に登録されているか、先願の商標が存在している場合、後願の商標は登録が拒絶され、商標の譲渡・移転などをに行って当該商標を使用しなければならなかった。しかし、同制度の施行により、このような出願人の不便が解消され、商標権をめぐる紛争を予防する効果が得られる。

特許庁の商標デザイン審査局長は「これからも出願人および先願登録商標権者からの意見を積極的にまとめた上で不便を感じる規制をなくし、同制度の改善を図っていく考えだ」とし、「今後も特許庁は、効率的に制度を整備・改善して出願人などの利便性を向上していく」と述べた。

#### 4-2 578周年ハングルの日を迎えて「2024年特許庁と書体デザイン産業界セミナー」 を実施

韓国特許庁 (2024.9.25.)

ハングル書体デザイン界の変化に応じて意見を集める！

韓国特許庁は9月25日水曜日、国立ハングル博物館（ソウル市龍山区所在）にてハング

ルの美しさと価値を表現した書体デザインの活用・保護に向けて「2024 特許庁と書体デザイン産業界セミナー」を開くと発表した。

#### 【書体デザイン】

書体デザインとは、記録や表示、印刷などに使用するために、共通する特徴を持つ形で作られた字体（ハングル、アルファベット、数字、特殊文字、漢字など）のこと。韓国のデザイン保護法上の保護対象である。書体デザインの出願件数はこの5年間（2019年～2023年）年平均16.5%増え※、書体デザインへのニーズが高いことがわかる。

※2019年106件、2020年139件、2021年182件、2022年195件、2023年195件

本セミナーは、今年578周年を迎えるハングルの日を記念して変化を続けている書体デザインの制作・配布・使用に対する理解を高め、書体デザイン産業界からの意見を積極的に反映する趣旨で今年初めて開かれる。セミナーには、特許庁の意匠審査官と書体デザインの産業界および学界の関係者、計40名が参加する。

セミナーで特許庁は、書体デザインの産業界および学界の関係者を対象に書体デザインの審査事例および出願動向について紹介する。また、桂園（ケウォン）芸術大学視覚デザイン科イ・ヨンゼ教授が「字体の創作はどこで現れるのか」というテーマで講演を行う。書体デザインの創作と盗用、人工知能（AI）による創作、新しい書体デザインのトレンドについて考えを共有し、デザインの保護策を探る場になると思われる。

セミナーに続き、（社）韓国フォント協会、（社）韓国タイポグラフィ学界、フォント制作会社および関係者が参加する懇談会も開かれる。特許庁は懇談会で書体デザインの出願・登録に関する意見や権利侵害の相談などを聞く考えだ。

特許庁の商標デザイン審査局長は「今後も書体デザイン産業界と緊密な意思疎通を図ることで悩みを解消できる有効策を積極的に探っていく考えだ」とし、「今回のセミナーで提示された意見を積極的に反映してハングルの優秀さと美しさを広く伝えるとともにに出願人が共感できるような政策的・制度的改善が図れるよう最善を尽くす」と述べた。

## その他一般

5－1 【説明資料】韓国特許庁は審査処理の遅延により中小企業が苦境に陥らないよう審査処理期間を短縮していきます。

韓国特許庁 (2024.9.20.)

### 【報道内容】

2024年9月20日金曜日、ソウル経済による「特許審査だけで18ヶ月…『海外に技術を取られる』」の報道で、「特許審査期間の遅延により中小企業等が苦境に立たされており、効率的な審査システムの運用が求められる」との指摘があった。

### 【特許庁の立場】

特許審査の請求期間が5年から3年に短縮され、コロナ禍から「オンラインビジネスの活性化」政策を始めてことにより、特許審査の申請件数が大きく増えました。このような状況の中でも特許庁は、審査官の増員による特許審査処理の迅速化、優先審査の拡大を行い、審査処理期間を短縮するために取り組んでいます。

①特許出願件数が急増している半導体など先端産業分野の出願を迅速に審査するために、民間分野を引退した専門人材105名を採用して審査処理期間を短縮しています。2025年にもバイオ、ロボット、人工知能など出願件数が急増している分野を中心に審査官60名を追加採用して対応していく考えです。

②また、技術革新型中小企業、ベンチャー企業などは技術分野に関わらず、優先審査（ファーストトラック）制度を利用して最短2ヶ月内で審査結果を受けることができます。2022年から半導体など先端産業分野の出願についても優先審査制度を利用できるよう改善を図りました。

今後も特許庁は、特許審査処理の効率性の向上、特許制度の改善などにより審査処理期間を短縮できるよう最善を尽くします。

## 5－2 技術 X 金融、官民ワンチームで国レベルのカーボンニュートラルプロジェクト「ネットゼロチャレンジ X」を発足

韓国特許庁 (2024. 9. 24.)

気候技術に関わるスタートアップの割合を 2030 年まで 10%拡大、ユニコーン企業 10 社の育成を目指す

□カーボンニュートラルに係る革新的な技術を保有するスタートアップを発掘・育成するための国レベルのカーボンニュートラルプロジェクト「ネットゼロチャレンジ X」が始まる。

○「ネットゼロチャレンジ X」は、カーボンニュートラル・グリーン成長分野の「革新技術」を保有するスタートアップを見つけて革新的な気候技術を基に成長を図れるよう様々な特典を提供することにより、カーボンニュートラルに寄与し、グリーン成長を強化する目的である。

○したがって、大統領直属 2050 カーボンニュートラル・グリーン成長委員会（共同委員長：ハン・ドクス国務総理、キム・サンヒョプ韓国科学技術院副総長）は、これまでスタートアップの育成、投資、支援などを実施してきた企業、機関、部処などと共にプロジェクトを企画し、9 月 24 日、D・Camp（ディキャップ（銀行圏青年創業財団）、韓国最大のスタートアップ支援機関）にてハン・ドクス国務総理が参加して業務協約および発足式を開いた。

### 「ネットゼロチャレンジ X」の参加機関（ハングル文字表（가나다、カナダ）順）

- （民間・企業）大韓商工会議所、ソブンベンチャース、新韓銀行、アサンナヌン財団、アイエム投資パートナーズ、SJ 投資パートナーズ、エー・ストーンベンチャーズ、銀行圏青年創業財団、Envisioning パートナーズ、インフラフロンティア資産運用、現代自動車ジョン・モンゴ財団、LG サイエンスパーク、SK テレコム
- （支援機関）科学技術事業化振興院、技術保証基金、信用保証基金、創業振興院、韓国ベンチャー投資、韓国産業銀行、韓国成長金融、韓国環境公団、韓国環境産業技術院
- （政府）カーボンニュートラル・グリーン成長委員会、科学技術情報通信部、環境部、中小ベンチャー企業部、金融委員会、調達庁、特許庁

□ハン・ドクス国務総理は「ネットゼロチャレンジ X」の業務協約および発足式においてプロジェクトの参加機関を励まし、その後開かれた懇談会でスタートアップ、プロジェクトの参加機関などから意見を聞き、革新的なアイデアがビジネスとして成長できるよう必要な様々な支援を行うよう、政府の関係部処に指示した。

## 1. 「ネットゼロチャレンジ X」の推進計画

□「ネットゼロチャレンジ X」は今年 3 月、政府が発表した、2030 年まで総額 450 兆ウォン以上のグリーン資金の供給計画※に続き、技術と金融間の協業を促すためのもう一つのプロジェクトとしてカーボンニュートラルに対する国民の認識を向上させ、大規模な投資を促進するためである。

※「気候危機への対応に向けた金融支援の拡大方策」（金融委員会）

「低炭素体系へのシフト加速化に向けたグリーン投資の拡大方策」（環境部）

□これは EU 中心の炭素規制が新しい国際貿易の秩序となりつつ、各企業にとって生産のみならず全体のサプライチェーンにおいても脱炭素への動きが求められている中で、カーボンニュートラルに係る革新技術を持つスタートアップを見つけ、投資を拡大することにより、主力産業の競争力を強化し、新しい産業を創出することで、気候技術分野で優位に立つことを目指している。

□その実現に向けて来年からスタートアップの育成、投資を専門とする企業、機関などが集まり、カーボンニュートラル、気候技術分野のスタートアップを選定・支援する計画だ。

＜ネットゼロチャレンジ X の参加機関および活動内容＞

Tier	参加機関	活動
1	(育成) 科学技術事業化振興院、技術保証基金、信用保証基金、韓国環境産業技術院、LG サイエンスパーク、SK テレコム、特許庁 (投資) ソプンベンチャース、アイエム投資パートナーズ、SJ 投資パートナーズ、エー・ストーンベンチャーズ、Envisioning パートナーズ、インフラフロンティア資産運用	選定および創業・事業化への支援 (育成、投資など)
2	信用保証基金、アサンナヌン財団、創業振興院、現代自動車チョン・モング財団	追加支援 (創業パッケージ、入居スペースなど)
3	技術保証基金、大韓商工会議所、信用保証基金、新韓銀行、銀行圏青年創業財団、韓国ベンチャー投資、韓国産業銀行、韓国成長金融、韓国環境公団、科学技術情報通信部、環境部、中小ベンチャー企業部、金融委員会、調達庁、特許庁	交通の間接的支援 (規制サンドボックス、公共調達、グリーン金融、保証、特許など)

□プロジェクトの推進内容は以下のとおりである。

#### **Tier1. スタートアップの選定および育成または投資の支援**

O 2024 年 12 月予定のプロジェクト統合公告後、各参加機関が 2025 年 1 月から個別公告※を行い、カーボンニュートラルに係る革新的技術を保有するスタートアップを選定する。

※投資の仕方は参加機関の希望に応じて個別受付のほかに統合受付による実施が可能  
一選定の基準は、「技術・事業化の優秀性」については機関別に審査を行い、「カーボン  
ニュートラルへの寄与度」については統合ガイドラインと審査項目に従い、カーボンニュ  
ートラル寄与度評価委員会の専門家プールを活用して評価する。この段階で選ばれたス  
タートアップは、育成または投資の支援を受けることになり、続いて行われる追加支援  
(Tier2) または共通支援 (Tier3) の対象になる。

#### **Tier2. 追加支援**

O Tier1 で選ばれたスタートアップが創業パッケージや入居スペースの提供など追加的  
な支援を希望する場合、優先選定、若しくは、書類審査の免除、加点を付与するなどして  
追加支援を受けることができる。

#### **Tier3. 共有支援**

O Tier1 で選ばれたスタートアップは規制特例、公共調達、グリーン金業、保証、メンタ  
リング・ネットワーキング、IP 統合ソリューションなど様々な支援の対象になり、事業  
拡大において必要な支援を受けることができる。

□「ネットゼロチャレンジ X」は、2024 年 12 月に統合公告を行い、その後、年度別に対  
象となるスタートアップを選び、年末の成果共有の場でスタートアップの成果を振り返  
り、プロジェクトの運営に関するフィードバックを行う。

#### **2. 業務協約および発足式**

□同日、「ネットゼロチャレンジ X」の業務協約および発足式には、ハン総理と政府の参  
加部處（序）、参加機関・企業など計 29 の機関の代表が集まり、2050 カーボンニュート  
ラルの実現、主力産業の競争力強化、新産業の創出に向けた「ネットゼロチャレンジ X」  
の推進を約束する署名を行った。

### 【ネットゼロチャレンジ X の業務協約および発足式】

- 日時/場所：2024年9月24日火曜日、14:00~14:30（30分）、ディキャンプ・フロント1・パクビョンウォンホール（ソウル市麻浦区）
- 参加者：
  - （民間・企業）大韓商工会議所、ソプンベンチャース、新韓銀行、アサンナヌン財団、アイエム投資パートナーズ、SJ 投資パートナーズ、エー・ストーンベンチャーズ、銀行圈青年創業財団、Envisioning パートナーズ、インフラフロンティア資産運用、現代自動車チョン・モング財団、LG サイエンスパーク、SK テレコム
  - （支援機関）科学技術事業化振興院、技術保証基金、信用保証基金、創業振興院、韓国ベンチャー投資、韓国産業銀行、韓国成長金融、韓国環境公団、韓国環境産業技術院
  - （政府）カーボンニュートラル・グリーン成長委員会、科学技術情報通信部、環境部中小ベンチャー企業部、金融委員会、調達庁、特許庁

□同日、協約式に参加したハン総理は「カーボンニュートラルとグリーン成長を実現するためには政府と民間の格別な努力が必要であり、科学技術と創意的な能力に投資を拡大し、政策的・制度的な支援も求められる」とし、「とりわけ、チャレンジ精神のある、革新的な技術を保有するスタートアップを見つけて育成をサポートすることは非常に大事である」と強調した。

□また、「ネットゼロチャレンジ X」は、カーボンニュートラルとグリーン成長に向けた技術と金融間の協業であり、民間と公共が一つのチームになる第一歩である」とし、「今回のプロジェクトにより、2050 ネットゼロへの達成を加速化することで、グリーン成長および産業分野で国の競争力を強化し、未来世代のために地球を守っていこう」と述べた。

□並びに、29の参加機関は「ネットゼロチャレンジ X」プロジェクトの推進に向けた業務協約に共同署名し、技術と金融間の協業を図ることで、カーボンニュートラル・気候技術に関わるスタートアップを育成させ、2050 ネットゼロへの達成や国家競争力の強化を進めるとの決意を固めた。

□「ネットゼロチャレンジ X」への参加を希望する企業または機関は発足式後にも参加できる。

### 3. カーボンニュートラル・気候技術に関わるスタートアップの活性化に向けた懇談会

□業務協約および発足式に続き、ハン総理の主催の下、カーボンニュートラル・気候技術に関するスタートアップの活性化に向けた懇談会が開催された。

○同日の懇談会には、スタートアップ（5社）、「ネットゼロチャレンジX」の参加機関および投資会社（5社）、政府（7部処）などから約20名が参加し、スタートアップと各支援機関から相談や建議事項について話を聞き、関係機関との協力、政府による体系的な支援策について考える時間を設けた。

【カーボンニュートラル・気候技術に関するスタートアップの活性化に向けた懇談会】

■日時/場所：2024年9月24日火曜日、14:30～16:00（90分）、ディキャンプ・フレント1・カンファレンスルーム（ソウル市麻浦区）

■参加者

（スタートアップ）サンクスカーボン、HEMT、VPPラボ、WEMEET、リーベーション  
（参加機関および投資会社）SKテレコム、LGサイエンスパーク、銀行團青年創業財  
団、Envisioningパートナーズ、スマイルゲートインベ  
ストメント

（政府）カーボンニュートラル・グリーン成長委員会、科学技術情報通信部・産業部・  
農林畜産食品部・環境部・中小ベンチャー企業部・金融委員会、調達庁

□参加者は、電力需給の基本計画などカーボンニュートラルに関する主要政策が円滑に行われているかについて質問し、気候技術を持つスタートアップが安定的に事業を発展させることができるように研究開発（R&D）および事業化への支援強化、政府・公共の初期資金の調達支援などを求めた。

○一方、参加者は「ネットゼロチャレンジX」の定着化が成功され、カーボンニュートラルに係る技術を保有するスタートアップを有効に支援してさらに多くのスタートアップがプロジェクトに積極的に参加することを期待とした。

□ハン総理は懇談会で「2050年にはさらなる引き上げが求められる2035年温室効果ガス削減目標を策定しなければならず、2026年から炭素国境調整措置（CBAM）の本格適用が開始されるなど、国際社会はより明確化されたカーボンニュートラルの実現を求めている」とし、「製造業基盤の経済状況と再生可能エネルギーの導入が難しい韓国の環境を考えると、科学技術の革新、そして常用化による実質的な変化を引き起こすようなスタートアップのチャレンジ精神が何より重要である」と強調した。

○また、「政府による技術革新戦略と民間の様々な創造力溢れたチャレンジ精神がシナジ

一効果を発揮すれば、カーボンニュートラルへの取り組みは韓国が国際社会で一段と跳躍する新しいチャンスとなると思う」とし、スタートアップやプロジェクトの参加機関からの相談に対し、今後も政府が耳を傾け、官民が協力を図るプロジェクトの円滑な推進をサポートしていくことを約束した。

□一方、カーボンニュートラル・グリーン成長委員会のキム・サンヒョプ共同委員長は「カーボンニュートラル、グリーン成長時代における競争力強化に向けて『産業・技術・金融』の相互協力が重要であり、そのためには官民の緊密な意思疎通が求められる」とし、「委員会は、今回提起された様々な意見を政策に反映し、カーボンニュートラルへの取り組みが韓国的新しい成長エンジンとして発展していくよう全力を尽くす」と述べた。

### 5-3 WIPO の 2024 年版グローバル・イノベーション・インデックス (GII) で韓国 6 位

韓国特許庁 (2024. 9. 27.)

78 の細部指標のうち、GDP 比特許・意匠・国際特許出願など 5 つの分野で世界トップ

韓国特許庁は 9 月 26 日木曜日、世界知的所有権機関 (WIPO、World Intellectual Property Organization) が発表した 2024 年版グローバル・イノベーション・インデックス※ (GII、Global Innovation Index) で韓国が 133 か国のうち、総合 6 位※※を記録したと発表した。2020 年以降 5 年連続上位 10 位にランクインし、韓国のイノベーション力の高さが世界で認められたと思われる。

※WIPO、欧州経営大学院 (INSEAD) 、米コーネル大学などが WIPO 加盟国を対象に未来の経済発展など主要原動力となるイノベーション力を測定した指標 (2007 年～)

※※韓国の順位： (2018 年) 12 位 → (2019 年) 11 位 → (2020 年) 10 位 → (2021 年) 5 位 → (2022 年) 6 位 → (2023 年) 10 位 → (2024 年) 6 位

グローバル・イノベーション・インデックス (GII) は、人的資本・研究など投入部門 5 つ、知識・技術など算出部門 2 つなど計 7 つの分野※、78 の細部指標を総合して評価し、韓国は投入部門で 6 位、算出部門で 4 位となった。とりわけ、韓国は人的資本・研究分野で 6 年連続世界トップとなっている。

※ (投入部門 5 つ) 制度、人的資本・研究、インフラ、市場の高度化、企業の高度化  
(算出部門 2 つ) 知識・技術の产出、創意的算出

また、韓国は 78 の細部指標のうち、国内総生産 (GDP) 比べ特許出願など知的財産に関する指標 3 つを含む 5 つの指標※で世界トップである。

※GDP 比特許出願、GDP 比国際特許出願（PCT）・GDP 比意匠登録出願/GDP 比企業の研究費・研究才能

主要国の順位をみると、スイスが 15 年連続トップであり、スウェーデン、アメリカ、シンガポール、イギリスの順となっている。ほかに中国が 11 位、日本は 13 位となっている。

特許庁の産業財産保護協力局長は「韓国のイノベーション力が高く評価されたのは、政府と民間が人材育成や研究開発（R&D）に集中投資した結果であり、このような取り組みが活発な知財権の創出や保護につながっているためだと思われる」とし、「今後も特許庁はイノベーションそのものである知財が有効に活用され、保護されるようなエコシステムづくりに取り組んでいく」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム